

令和8年度	設 計 の 理 由	安全で安心な水道水の安定供給のため 水道施設について運転及び維持管理等	工 期	R8. 04. 01 ～ R13. 03. 31	施 工 方 法	条件付 一般競争 入札	
市単独		を実施する。					

設 計 書

業 務 名 水道施設維持管理業務委託

履行場所 矢板市内

設 計 概 要

取水・浄水・送水・配水施設等の運転・維持管理等業務 一式

設計書用紙（甲） 栃木県矢板市

業務委託費 金 円

内 訳

業務価格 金 円

消費税相当額 金 円

予 定 額	査 定 額	増減額	予 算 額 に対する 査 定 額	前設計額 前請負額 に対する 増 減 額	理 由
実施 前回	設計額 請負額		増 減 額		
今回 変更	請負率		前設計額 前請負額 に対する 増 減 額		
	設計額 請負額				

業務委託費内訳書

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
業務委託費		直接業務費	運転監視業務	5	年			
			保守点検業務	5	年			
			その他技術業務	5	年			
			水質試験業務	5	年			
			事務業務	5	年			
			計					
		直接経費		1	式			
			特殊車両費	5	年			
			技術経費	1	式			
			間接業務費	1	式			
	業務原価							
		諸経費		1	式			
			外注委託費	5	年			
			小規模修繕費	5	年			
			物品調達費	5	年			
	業務価格							
		消費税相当額						10%
合計								

矢板市上下水道事務所

技 術 経 費 率 内 訳 書

種 別	規 格 等	數 量	単 位	単 價	金 額	摘 要
運転技術費	高度浄水処理	8,035	m ³ ／日	-	-	
	塩素消毒のみ	18,893	m ³ ／日	-	-	
	計		%	-	-	
技術維持向上費	水道浄水施設管理技士2級		%	-	-	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		%	-	-	
	第二種電気工事士					
	乙種第4類危険物取扱者					
	小型移動式クレーン運転技能講習修了者					
	玉掛け技能講習修了者					
	その他労働安全衛生法に係る資格者					
合 計			%			

矢 板 市 上 下 水 道 事 務 所

業 務 別 職 種 構 成 比 率 内 訳 書

種 別	規 格 等	數 量	単 位	単 價	金 額	摘 要
運転監視	業務総括責任者		%	-	-	
	副総括		%	-	-	
	主任		%	-	-	
	技術員		%	-	-	
	技能員		%	-	-	
合 計			%			

矢 板 市 上 下 水 道 事 務 所

業 務 別 職 種 構 成 比 率 内 訳 書

種 別	規 格 等	數 量	単 位	単 價	金 額	摘 要
保守点検	業務総括責任者		%	-	-	
	副総括		%	-	-	
	主任		%	-	-	
	技術員		%	-	-	
	技能員		%	-	-	
合 計			%			

矢 板 市 上 下 水 道 事 務 所

業 務 別 職 種 構 成 比 率 内 訳 書

種 別	規 格 等	數 量	単 位	単 價	金 額	摘 要
その他技術	業務総括責任者		%	-	-	
	副総括		%	-	-	
	主任		%	-	-	
	技術員		%	-	-	
	技能員		%	-	-	
合 計			%			

矢 板 市 上 下 水 道 事 務 所

職種別労務単価内訳書

矢板市上下水道事務所

平均割増労務単価内訳書

矢板市上下水道事務所

業務内訳書

種別	規格等	数量	単位	単価	金額	摘要
寺山浄水場運転監視業務	基準人数		人	-	-	
	勤務日数	365	日	-	-	
	勤務時間		時間	-	-	
	年間延べ業務人数		人	-	-	
職種	業務総括責任者		人			
	副総括		人			
	主任		人			
	技術員		人			
	技能員		人			
合計			人			

矢板市上下水道事務所

業務内訳書

種 別	規 格 等	數 量	単 位	単 價	金 額	摘 要
水源等運転監視業務	基準人数		人	-	-	
	勤務日数	365	日	-	-	
	勤務時間		時間	-	-	
	年間延べ業務人数		人	-	-	
職 種	業務総括責任者		人			
	副総括		人			
	主任		人			
	技術員		人			
	技能員		人			
合 計			人			

矢 板 市 上 下 水 道 事 務 所

業務内訳書

種 別	規 格 等	數 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
寺山浄水場保守点検業務	年間日常点検時間		分	-	-	
	年間定期点検時間		分	-	-	
	巡回距離	-	km／回	-	-	
	巡回速度	-	km／時	-	-	
	巡回回数	-	回／年	-	-	
	年間移動時間		分	-	-	
	年間延べ業務人數		人	-	-	
職 種	業務総括責任者		人			
	副総括		人			
	主任		人			
	技術員		人			
	技能員		人			
合 計			人			

矢 板 市 上 下 水 道 事 務 所

施設設備内訳書

種別	規格等	数量	単位	危険作業等					摘要
	寺山浄水場			悪環境	高所・地下	錯綜場所	複雑な制約	単純な制約	
電気設備	受変電設備	1	式						
	配電設備	1	式						
	自家用発電設備(高圧)	-	式						
	自家用発電設備(低圧)	3	式						可搬型2台含む
	直流電源設備	1	式						
	小型無停電電源装置	1	式						
	監視制御設備	1	式						
	データ処理設備	1	式						
	計装設備	1	式						
	遠方監視設備	1	式						
機械設備	取水設備	1	式		1				
	ポンプ設備	1	式						
	沈澱地設備	1	式		1				
	急速濾過設備	1	式		1				
	緩速濾過設備	-	式						
	排水・排泥設備	1	式		1	1			
	排泥処理設備	1	式			1			
	次亜塩素酸ナトリウム注入設備	1	式	1					
	凝集剤注入設備	1	式	1					
	苛性ソーダ注入設備	1	式	1					
	炭酸ガス注入設備	1	式	1					
	活性炭注入設備	1	式	1					
合計				補正率					

矢板市上下水道事務所

日 常 点 檢 内 訳 書

種 別	規 格 等	數 量	単 位	点 檢 時 間	点 檢 回 数	補 正 率	点 檢 時 間	摘 要
	寺山浄水場			(分／回)	(回／年)		(分／年)	
電気設備	受変電設備	1	式		250			
	配電設備	1	式		250			
	自家用発電設備(高圧)	-	式	-	-		-	
	自家用発電設備(低圧)	3	式		250			
	直流電源設備	1	式		250			
	小型無停電電源装置	1	式		250			
	監視制御設備	1	式		250			
	データ処理設備	1	式		250			
	計装設備	1	式		250			
	遠方監視設備	1	式		250			
機械設備	取水設備	1	式		250			
	ポンプ設備	1	式		250			
	沈澱地設備	1	式		250			
	急速濾過設備	1	式		250			
	緩速濾過設備	-	式	-	-		-	
	排水・排泥設備	1	式		250			
	排泥処理設備	1	式		250			
	次亜塩素酸ナトリウム注入設備	1	式		250			
	凝集剤注入設備	1	式		250			
	苛性ソーダ注入設備	1	式		250			
	炭酸ガス注入設備	1	式		250			
	活性炭注入設備	1	式		250			
合 計								8,035m ³ ／日

矢 板 市 上 下 水 道 事 務 所

定期点検内訳書

種別	規格等	数量	単位	点検時間	点検回数	補正率	点検時間	摘要
	寺山浄水場			(分／回)	(回／年)		(分／年)	
電気設備	受変電設備	1	式		4			
	配電設備	1	式		4			
	自家用発電設備(高圧)	-	式	-	-		-	
	自家用発電設備(低圧)	3	式		4			
	直流電源設備	1	式		4			
	小型無停電電源装置	1	式		4			
	監視制御設備	1	式		4			
	データ処理設備	1	式		4			
	計装設備	1	式		4			
	遠方監視設備	1	式		4			
機械設備	取水設備	1	式		4			
	ポンプ設備	1	式		4			
	沈澱地設備	1	式		4			
	急速濾過設備	1	式		4			
	緩速濾過設備	-	式	-	-		-	
	排水・排泥設備	1	式		4			
	排泥処理設備	1	式		4			
	次亜塩素酸ナトリウム注入設備	1	式		4			
	凝集剤注入設備	1	式		4			
	苛性ソーダ注入設備	1	式		4			
	炭酸ガス注入設備	1	式		4			
	活性炭注入設備	1	式		4			
合計								8,035m ³ ／日

矢板市上下水道事務所

業務内訳書

種 別	規 格 等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
水源等保守点検業務	保守点検業務		分	-	-	
	年間延べ業務人数		人	-	-	
職 種	業務総括責任者		人	-	-	
	副総括		人	-	-	
	主任		人	-	-	
	技術員		人	-	-	
	技能員		人	-	-	
合 計			人			

矢 板 市 上 下 水 道 事 務 所

業務内訳書

矢板市上下水道事務所

施設設備内訳書

種別	規格等	数量	単位	危険作業等					摘要							
				悪環境	高所・地下	錯綜場所	複雑な制約	単純な制約	土	片	泉	西	二	中	觀	コ
	水源等															
電気設備	受変電設備	1	式												1	
	配電設備	1	式												1	
	自家用発電設備(高圧)	-	式													
	自家用発電設備(低圧)	1	式													1
	直流電源設備	-	式													
	小型無停電電源装置	15	式							1	1	1	1	1	2	2
	監視制御設備	-	式													
	データ処理設備	-	式													
	計装設備	18	式							2	1	2	1	2	2	2
	遠方監視設備	16	式							2	1	2	1	1	2	2
機械設備	取水設備	13	式							3	2	2	1	5		
	ポンプ設備	7	式							1	1	1		1	1	1
	沈澱地設備	-	式													
	急速濾過設備	-	式													
	緩速濾過設備	-	式													
	排水・排泥設備	-	式													
	排泥処理設備	-	式													
	次亜塩素酸ナトリウム注入設備	6	式	6						1	1	1	1	1		1
	凝集剤注入設備	-	式													
	苛性ソーダ注入設備	-	式													
	硫酸注入設備	-	式													
	活性炭注入設備	-	式													
合計				補正率												

矢板市上下水道事務所

日常点検内訳書

種別	規格等	数量	単位	点検時間 (分/回)	点検回数 (回/年)	補正率	点検時間 (分/年)	摘要
	水源等							
電気設備	受変電設備	1	式		156			
	配電設備	1	式		156			
	自家用発電設備(高圧)	-	式	-	-		-	
	自家用発電設備(低圧)	1	式		156			
	直流電源設備	-	式	-	-		-	
	小型無停電電源装置	15	式		156			
	監視制御設備	-	式	-	-		-	
	データ処理設備	-	式	-	-		-	
	計装設備	18	式		156			
	遠方監視設備	16	式		156			
機械設備	取水設備	13	式		156			
	ポンプ設備	7	式		156			
	沈澱地設備	-	式	-	-		-	
	急速濾過設備	-	式	-	-		-	
	緩速濾過設備	-	式	-	-		-	
	排水・排泥設備	-	式	-	-		-	
	排泥処理設備	-	式	-	-		-	
	次亜塩素酸ナトリウム注入設備	6	式		156			
	凝集剤注入設備	-	式	-	-		-	
	苛性ソーダ注入設備	-	式	-	-		-	
	硫酸注入設備	-	式	-	-		-	
	活性炭注入設備	-	式	-	-		-	
合計								7,372~121m ³ /日

矢板市上下水道事務所

定期点検内訳書

種別	規格等	数量	単位	点検時間 (分/回)	点検回数 (回/年)	補正率	点検時間 (分/年)	摘要
	水源等							
電気設備	受変電設備	1	式		2			
	配電設備	1	式		2			
	自家用発電設備(高圧)	-	式	-	-		-	
	自家用発電設備(低圧)	1	式		2			
	直流電源設備	-	式	-	-		-	
	小型無停電電源装置	15	式		2			
	監視制御設備	-	式	-	-		-	
	データ処理設備	-	式	-	-		-	
	計装設備	18	式		2			
	遠方監視設備	16	式		2			
機械設備	取水設備	13	式		2			
	ポンプ設備	7	式		2			
	沈澱地設備	-	式	-	-		-	
	急速濾過設備	-	式	-	-		-	
	緩速濾過設備	-	式	-	-		-	
	排水・排泥設備	-	式	-	-		-	
	排泥処理設備	-	式	-	-		-	
	次亜塩素酸ナトリウム注入設備	6	式		2			
	凝集剤注入設備	-	式	-	-		-	
	苛性ソーダ注入設備	-	式	-	-		-	
	硫酸注入設備	-	式	-	-		-	
	活性炭注入設備	-	式	-	-		-	
合計								7,372~121m ³ /日

矢板市上下水道事務所

業務内訳書

種 別	規 格 等	數 量	単 位	単 價	金 額	摘 要
寺山浄水場その他技術業務	基準人数		人	-	-	
	勤務日数	365	日	-	-	
	勤務時間		時間	-	-	
	年間延べ業務人数		人	-	-	
職 種	業務総括責任者		人			
	副総括		人			
	主任		人			
	技術員		人			
	技能員		人			
合 計	直接人件費計		人			

矢 板 市 上 下 水 道 事 務 所

業務内訳書

種別	規格等	数量	単位	単価	金額	摘要
水源等その他技術業務	基準人数		人	-	-	
	勤務日数	250	日	-	-	
	勤務時間		時間	-	-	
	年間延べ業務人数		人	-	-	
職種	業務総括責任者		人			
	副総括		人			
	主任		人			
	技術員		人			
	技能員		人			
合計	直接人件費計		人			

矢板市上下水道事務所

業務内訳書

種 別	規 格 等	數 量	単 位	単 價	金 額	摘 要
寺山浄水場水質試験業務	基準人数		人	-	-	
	勤務日数	365	日	-	-	
	勤務時間		時間	-	-	
	年間延べ業務人数		人	-	-	
職 種	業務総括責任者		人			
	副総括		人			
	主任		人			
	技術員		人			
	技能員		人			
合 計	直接人件費計		人			

矢 板 市 上 下 水 道 事 務 所

業務内訳書

矢板市上下水道事務所

特 殊 車 両 費 内 訳 書

矢板市上下水道事務所

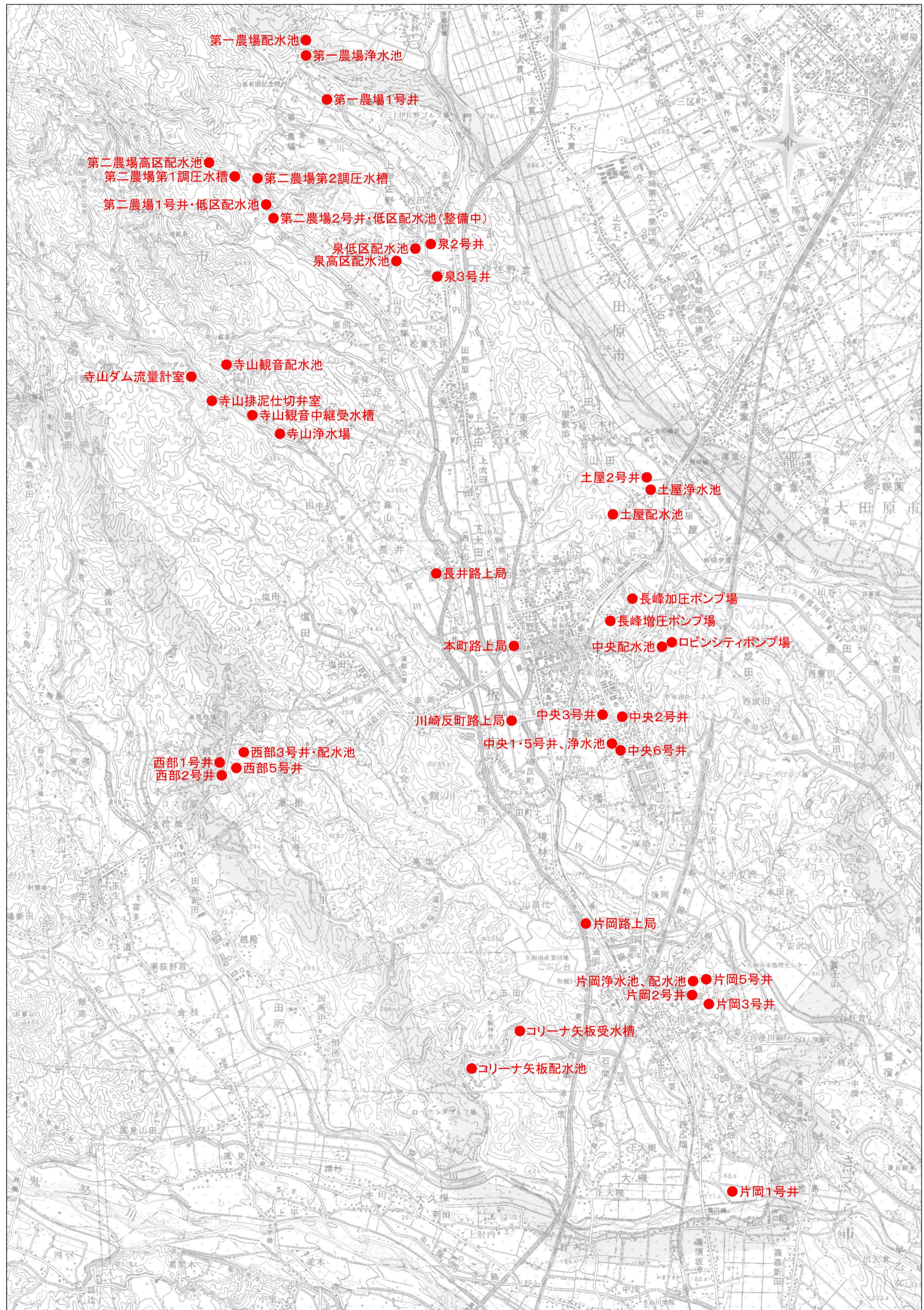
外注委託費用訳書

矢板市上下水道事務所

物 品 調 達 費 内 訳 書

種 別	規 格 等	數 量	単 位	単 價	金 額	摘 要
ポリ塩化アルミニウム	高塩基度品	68,000	kg			ローリー4,000kg単位
次亜塩素酸ナトリウム	有効塩素12%以上塩分1%以下	28,000	kg			ローリー2,000kg単位
次亜塩素酸ナトリウム	有効塩素12%以上塩分1%以下	300	缶			20kg缶、月1回補充
粉末活性炭	ドライ炭	4,000	kg			ローリー2,000kg単位
炭酸ガス	30kgボンベ	180	本			15本単位
苛性ソーダ	20%	1,000	kg			ローリー1,000kg単位
電気料		1	式			別紙参照
電話回線利用料	VPN×2・専用×15・電話×2	1	式			別紙参照
特殊消耗品	水質試薬 (DPD、pH試薬等)	1	式			
	水質用消耗品 (pH電極、光源ランプ等)					
	機器用油脂類					
	燃料 (発電機燃料、草刈機燃料等)					
	その他消耗品 (蛍光灯、アレスタ、フロートレリーバー等)					
合 計						

矢 板 市 上 下 水 道 事 務 所



別紙 電気料契約状況・支払実績

	契約箇所	契約内容		使用量(kwh)					電気料(税抜円)					備考
		種別	契約先	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	
1	土屋浄水池	ずっとも電気3	東京ガス	63,985	62,843	20,067	18,820	18,494	1,180,483	1,281,613	710,459	537,849	586,918	
2	土屋浄水池	基本プラン(A契約)	東京ガス	455	481	508	551	558	10,598	12,143	22,713	15,478	17,585	
3	土屋水源配水池	基本プラン(A契約)	東京ガス	5,800	5,691	5,679	314	213	144,322	152,139	181,841	15,454	13,780	
4	片岡水源2号井	ずっとも電気3	東京ガス	124,765	128,354	131,917	155,078	156,186	1,989,571	2,284,864	3,415,540	2,916,565	3,393,193	
5	片岡水源2号井	基本プラン(A契約)	東京ガス	418	409	424	388	359	9,146	9,664	14,374	10,836	11,373	
6	片岡水源3号井	ずっとも電気3	東京ガス	101,391	95,447	106,560	96,302	102,137	1,616,311	1,855,605	2,751,551	1,833,762	2,283,695	
7	片岡水源3号井	基本プラン(A契約)	東京ガス	1,047	1,023	4,104	930	889	20,070	21,588	30,807	21,478	23,425	
8	片岡水源5号井	ずっとも電気3	東京ガス	147,441	151,657	155,143	181,434	182,244	2,353,686	2,701,933	4,019,818	3,414,870	3,962,845	
9	片岡水源5号井	基本プラン(A契約)	東京ガス	284	283	281	281	286	10,388	10,908	15,912	14,347	15,409	
10	片岡水源配水池	ずっとも電気3	東京ガス	60,976	62,473	63,667	69,035	71,758	1,057,979	1,198,080	1,638,518	1,298,073	1,550,191	
11	片岡水源配水池	基本プラン(A契約)	東京ガス	1,504	1,586	1,318	1,414	1,336	32,870	37,125	42,588	35,867	38,288	
12	泉水源2号井	ずっとも電気3	東京ガス	40,322	38,889	39,804	46,954	47,822	711,755	767,222	1,054,427	888,820	1,041,268	
13	泉水源2号井	基本プラン(A契約)	東京ガス	379	374	388	369	355	8,157	9,252	17,894	10,463	10,965	
14	泉水源3号井	ずっとも電気3	東京ガス	54,689	55,379	57,572	67,802	67,921	1,015,006	1,130,298	1,532,863	1,299,471	1,498,877	
15	泉水源3号井	基本プラン(A契約)	東京ガス	191	71	0	0	0	5,186	2,757	6,054	1,582	1,607	
16	泉水源低区配水池	ずっとも電気3	東京ガス	39,018	40,071	39,820	47,651	57,112	949,414	1,038,457	1,260,738	1,079,570	1,389,481	
17	泉水源低区配水池	基本プラン(A契約)	東京ガス	26	10	6	18	9	2,108	1,801	5,094	345	194	
18	西部水源3号井	ずっとも電気3	東京ガス	47,850	49,068	45,403	33,997	41,637	929,512	1,046,893	1,198,939	728,862	1,003,411	
19	西部水源3号井	基本プラン(A契約)	東京ガス	2,183	2,411	5,961	5,885	2,037	44,699	53,621	186,562	139,470	52,480	
20	西部水源5号井	ずっとも電気3	東京ガス	36,334	37,356	34,709	39,815	36,824	703,543	792,421	940,831	796,066	842,251	
21	西部水源5号井	基本プラン(A契約)	東京ガス	207	209	211	213	192	5,417	5,846	13,140	7,381	7,568	
22	第2農場水源低区配水池	ずっとも電気3	東京ガス	34,213	35,742	39,293	41,096	49,055	682,228	773,698	1,058,237	822,195	1,103,505	
23	第2農場水源低区配水池	基本プラン(A契約)	東京ガス	157	67	137	174	123	4,529	2,741	6,621	6,608	5,586	
24	第2農場高区配水池	基本プラン(A契約)	東京ガス	192	192	187	185	188	5,864	6,230	8,051	6,833	7,479	

	契約箇所	契約内容		使用量(kwh)					電気料(税抜円)					備考
		種別	契約先	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	
25	中央水源庁舎	市場価格連動プラン	東京電力エナジーパートナー	372,795	366,400	311,772	311,576	325,527	5,871,140	6,728,153	9,201,997	8,141,668	9,548,315	
26	中央水源2号井	ずっとも電気3	東京ガス	44,087	46,194	40,514	35,374	40,369	899,369	1,014,660	1,155,325	792,871	972,645	
27	中央水源2号井	基本プラン(A契約)	東京ガス	122	124	126	120	126	3,933	4,188	10,847	5,554	6,070	
28	中央水源3号井	ずっとも電気3	東京ガス	57,360	53,073	42,077	45,562	43,661	1,042,828	1,083,082	1,162,011	924,728	1,007,916	
29	中央水源3号井	基本プラン(A契約)	東京ガス	0	0	0	0	17	1,269	1,248	1,508	1,582	2,082	
30	中央水源6号井	ずっとも電気3	東京ガス	30,992	26,633	25,212	23,171	24,780	714,267	701,327	805,569	601,591	692,031	
31	中央水源6号井	基本プラン(A契約)	東京ガス	1,093	1,032	1,033	1,016	1,024	21,435	21,695	30,773	22,985	26,586	
32	中央水源配水池	基本プラン(A契約)	東京ガス	2	1,015	998	1,025	988	41,655	23,615	31,413	24,985	27,297	
33	中央水源長峰増圧ポンプ場	ずっとも電気3	東京ガス	1,911	0	0	0	0	72,819	36,120	31,141	30,793	31,036	
34	中央水源長峰加圧ポンプ場	ずっとも電気3	東京ガス	982	1,705	2,042	2,033	2,407	21,284	74,833	85,667	71,376	84,298	
35	寺山浄水場	市場価格連動プラン	東京電力エナジーパートナー	242,822	231,251	227,186	214,017	215,647	3,614,616	3,898,489	6,214,190	5,088,127	5,915,008	
36	寺山観音中継受水槽	ずっとも電気3	東京ガス	6,760	6,508	6,401	6,495	5,860	205,151	214,194	243,218	199,442	207,442	
37	寺山観音中継受水槽	基本プラン(A契約)	東京ガス	229	215	211	176	163	5,775	6,041	8,622	6,645	6,920	
38	寺山観音配水池	基本プラン(A契約)	東京ガス	180	180	388	423	424	3,369	3,724	13,509	11,626	12,868	
39	長井流量計	基本プラン(A契約)	東京ガス	437	434	425	427	425	10,139	10,936	14,495	11,632	12,858	
40	本町流量計	基本プラン(A契約)	東京ガス	688	671	677	680	680	14,544	15,522	21,280	16,637	18,646	
41	川崎反町流量計	基本プラン(A契約)	東京ガス	630	639	626	624	629	13,364	15,142	20,110	15,574	17,494	
42	片岡流量計	基本プラン(A契約)	東京ガス	1,529	1,450	1,438	1,452	1,450	29,776	30,855	42,015	32,036	36,232	
43	コリーナ矢板受水場	ずっとも電気3	東京ガス	37,312	37,966	37,452	38,735	39,495	902,888	996,216	1,173,045	915,760	1,040,760	
44	コリーナ矢板受水場	基本プラン(A契約)	東京ガス	229	267	215	175	12	8,664	9,809	10,466	8,210	4,496	
45	コリーナ矢板配水池	基本プラン(A契約)	東京ガス	920	901	875	494	465	24,771	26,216	31,521	18,539	19,301	
合計				1,564,907	1,546,744	1,452,827	1,492,281	1,541,884	27,015,898	30,112,964	40,442,294	32,844,606	38,551,678	

※契約内容は、令和7年10月現在

別紙 電話回線契約状況・支払実績

種別	番号	契約箇所	通信料（税抜円）					備考
			R2	R3	R4	R5	R6	
フレッツVPNワイド プラン10 管理者	CAF1235216976	寺山浄水場	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	
フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピード								
フレッツVPNワイド プラン10 参加者	CAF1235224698	上下水道事務所	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	
フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピード								
専用回線 帯域3.4KHz	280-402586	寺山浄水場-土屋水源浄水池	159,120	159,120	159,120	159,120	159,120	
専用回線 帯域3.4KHz	280-551335	寺山浄水場-片岡配水池	142,320	142,320	142,320	142,129	142,320	
専用回線 帯域3.4KHz	286-106491	寺山浄水場-泉低区配水池	99,120	99,120	99,120	99,120	99,120	
専用回線 符号50bps	280-402588	泉低区配水池-泉水源3号井	48,720	48,583	48,720	48,720	48,720	
専用回線 帯域3.4KHz	282-100767	寺山浄水場-西部配水池	99,120	99,120	99,120	99,120	99,120	
専用回線 帯域3.4KHz	286-106492	寺山浄水場-第二農場低区配水池	99,120	99,120	99,120	99,120	99,120	
専用回線 帯域3.4KHz	282-135490	中央浄水池-寺山浄水場	100,560	100,560	100,560	100,560	100,560	
専用回線 帯域3.4KHz	286-146739	中央浄水池-中央配水池	99,120	99,120	99,120	99,120	99,120	
専用回線 帯域3.4KHz	280-402590	寺山浄水場-寺山観音中継受水槽	48,720	48,720	48,720	48,720	48,720	
専用回線 帯域3.4KHz	286-144325	寺山観音中継受水槽-寺山観音配水池	99,120	99,120	99,120	99,120	99,120	
専用回線 帯域3.4KHz	286-128955	寺山浄水場-長井路上局	99,120	99,120	99,120	99,120	99,120	
専用回線 帯域3.4KHz	280-402589	寺山浄水場-本町流量路上局	48,720	48,720	48,720	48,720	48,720	
専用回線 帯域3.4KHz	286-149802	寺山浄水場-川崎反町路上局	99,120	99,120	99,120	99,120	99,120	
専用回線 帯域3.4KHz	280-551337	寺山浄水場-片岡流量路上局	142,320	142,320	142,320	142,320	142,320	
専用回線 帯域3.4KHz	286-147561	寺山浄水場-コリーナ矢板受水槽	142,320	142,320	142,320	142,320	142,320	
電話回線	0287-43-1065	長峰加圧ポンプ場	29,504	29,604	29,429	29,466	29,403	非常通報装置用
電話回線	0287-43-5670	寺山観音中継受水槽	31,105	31,011	31,108	31,112	31,131	固定電話
合計			1,755,249	1,755,118	1,755,177	1,755,027	1,755,174	

矢板市水道事業 業務委託契約書（案）

1. 業務名 水道施設維持管理業務委託
2. 履行場所 矢板市内
3. 業務内容 矢板市水道事業が管理する取水施設、浄水施設、送水及び配水施設等（管路施設、給水装置は除く。以下「本件施設」という。）の運転及び維持管理業務とし、その詳細については、仕様書その他関連書類（以下「仕様書等」という。）に定める。
4. 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
5. 委託料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 円
6. 契約保証金 本契約第58条による免除

上記の委託業務について、委託者と受託者は、社会的重要性を認識したうえ、各々対等な立場における合意に基づいて、別紙記載の契約条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 栃木県矢板市本町4番39号
矢板市水道事業管理者
矢板市長 森島 武芳

受託者

(総則)

第1条 委託者 矢板市水道事業（以下「委託者」という。）及び受託者（以下「受託者」という。）は、委託者の給水契約に基づく需要者に対して安心で安全な水道水を安定して供給するため、この契約書に基づき、仕様書等に従い、水道施設維持管理業務（以下「本業務」という。）を履行しなければならない。

(使用言語等)

第2条 この契約において用いる言語等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- (2) この契約は、日本法に準拠するものとし、日本法により解釈される。
- (3) この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (4) この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- (5) この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (6) この契約における契約期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(書面主義)

第3条 この契約に基づく指示、請求、通知、報告、承諾、承認、通告、協議、合意及び解除（以下「指示等」という。）は、特に定めのある場合を除き、書面により行わなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を後日書面に記載し、相手方に交付するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第4条 受託者は、本件施設が水道施設としての公共性を有し、その運転及び維持管理が水道水の供給という社会的使命を持つことを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 委託者は、本業務が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(委託者の責任)

第5条 委託者は、矢板市水道事業について、その水道法（昭和32年法律第177号）上の責任を負い、本件施設を所有し、本件施設を稼働させて浄水処理を行うに必要な許認可を取得し、これを維持し、その他必要な申請及び届出等を行う。

2 委託者は、本件施設で処理を行う原水を確保し、また、確保に必要な措置を講じなくてはならない。

(関係法令の遵守)

第6条 受託者は、この契約の履行にあたり、水道法、矢板市水道事業給水条例（平成10年条例第3号）等の関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施するものとする。

(法令変更に伴う通知の付与)

第7条 この契約締結日以降に法令が変更されたことにより、契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難となったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、受託者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、ただちに委託者に対して通知するものとする。

2 委託者及び受託者は、前項の規定による通知がなされた日以降において、この契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、委託者及び受託者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第8条 委託者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに契約の変更並びに追加費用の負担等について、受託者と協議する。

(受託者の実施体制)

第9条 受託者は、本業務を実施するため、総括責任者及び業務従事者を定め、委託者に通知するものとする。また、その者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ水道法第19条第3項の規定による水道技術管理者の資格を有する者とし、本業務における責任者として業務従事者を指揮監督し、本業務の実施を総括するものとする。

3 受託者は、業務従事者に対し、使用者として関係法令に規定されたすべての義務を負うとともに、妥当な労働条件及び賃金の確保に努めなければならない。

(委託者の実施体制)

第10条 委託者は、本業務を監督するとともに、受託者との連絡及び協議にあたらせるため、監督員を定め、受託者に通知するものとする。また、その者を変更したときも同様とする。

2 監督員は、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の内容に関する受託者の確認の申し出又は質問に対する回答
- (2) 契約の履行に関する受託者又は受託者の総括責任者との協議
- (3) 受託者の総括責任者及び業務従事者が不適と見なす場合の交替要求

3 前項の規定による監督員の指示等は、書面により行うものとする。

4 契約に定める書面の提出及び受領は、監督員により行うものとする。

(再委託等)

第11条 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、あらかじめ書面によって委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、第三者へ委託した業務であっても、委託者への報告は、受託者自らが行うものとする。

3 受託者は、委託先の業務履行に対し、すべての責任を負うものとする。

(施設機能の確認及び使用)

第12条 委託者及び受託者は、業務準備期間終了日（令和8年3月31日）までの間に、本件施設等の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会いのうえ、確認するものとする。

2 受託者が本業務を実施するにあたり、委託者は本件施設に受託者の現場事務所を確保し、受託者に使用させるものとする。

3 契約に従い受託者が調達する義務を負うものを除き、委託者は受託者による本業務の実施にあたって必要な施設、機材、その他受託者が合理的に要求するものを無償で貸与又

は支給する。

- 4 委託者は、本件施設について、本業務を安全に行うために必要な措置を講じるものとする。
- 5 受託者は、本件施設について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは保管する。

(貸与品等)

第13条 本業務の実施に際し、前条第3項の規定により委託者が受託者に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、委託者及び受託者が協議のうえ、これを定める。

- 2 前項の規定により、委託者が受託者に貸与する貸与品等につき、委託者は受託者に所有権を与えるものではない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、契約の定めるところにより、本業務の完了、契約の解除、変更等があった場合、貸与品等を速やかに返還する。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、その返還が不可能となつたときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、又は現状に復して返還あるいは返還に代えて損害を賠償し、その費用を負担する。

(業務履行計画書及び作業計画書の策定)

第14条 受託者は、この契約締結後速やかに仕様書等に従って業務履行計画書を定め、委託者に提出しなければならない。

- 2 業務履行計画書が不適当であると認める場合は、委託者は受託者に対し、変更若しくは修正又は再提出を求めることができる。
- 3 受託者は、業務履行計画書に基づき、月間の業務内容を記した作業計画書を策定し、委託者の承認を得てから本業務を実施するものとする。

(施設更新の提案)

第15条 本件施設の修繕によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本件施設の修繕により本件施設の機能を維持しようとすることが著しく非合理であると認められるときは、受託者は委託者に対し、その旨を報告し、施設の更新を提案することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による提案があったときは、速やかに本件施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を受託者に通知する。
- 3 委託者は、前項の規定による判断をするにあたり、受託者の本業務実施上及び安全管理上の要請を十分配慮する。
- 4 第1項の規定による提案があったにもかかわらず、委託者が必要な施設の更新を行わなかつたため、受託者又は第三者に損害が生じた場合には、委託者はその損害を賠償する責めを負う。ただし、受託者に故意又は過失がある場合には、委託者は、その程度に応じて、受託者に対して負うべき賠償を相殺し、又は第三者に対する賠償を受託者に求償することができる。

(施設改良等)

第16条 本業務を効果的に実施するために、受託者は、事前に内容を委託者に通知し、その承認を受けて、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行い、また、本件施設内に必要な設備を設置することができる。

- 2 この契約が終了したときは、受託者は自己の責任と費用により、速やかに前項の規定により変更又は改良した施設を原形に復し、又は設置した設備を撤去する。ただし、委託者

が受託者に対し、別段の指示を行った場合はこの限りではない。

- 3 前項の場合において、受託者が正当な事由なく、相当の期間内に委託者の指示に従って当該物件について処置をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分することができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分に要した費用を負担しなければならない。

(簡易な修繕等)

第17条 受託者は、保守点検により発見した不良箇所、若しくは故障の発生により破損した箇所のうち、現場で修理が可能なものについては速やかに実施し、その機能の回復を図らなくてはならない。

(みなし設置者)

第18条 受託者は、自家用電気工作物点検において「みなし設置者」として業務を実施するものとする。

- 2 実施にあたり選任する電気主任技術者についての詳細は、仕様書に定めるものとする。

(ユーティリティ等の調達)

第19条 受託者は、自己の責任と費用により、本業務の実施に必要となる薬品、電力、消耗品等を調達し、使用量や在庫量等を管理する。

- 2 委託者から受託者に貸与又は支給されるものを除き、受託者は、自己の責任と費用により、本業務の実施に必要となる備品及び消耗品、その他の物品を調達し、使用量や在庫量等を管理する。
- 3 前2項に規定するユーティリティ及び物品の使用にあたり、受託者はその費用を抑制して経済的かつ適正な使用に努め、環境への負荷の軽減に向けて本件施設の効率的な運営に尽力しなければならない。

(性能保証)

第20条 受託者は、委託者に対し、履行期間を通じ仕様書等に定める供給水質及びその他の性能を保証する。

- 2 受託者の責めに帰すべき事由により仕様書等に定める性能の未達が発生したときは、委託者は、受託者に違約金を請求することができる。
- 3 前項の違約金の額は、頭書の契約金額から消費税及び地方消費税を差し引き、履行期間の日数（年当たりの日数は、閏年の日を含む期間についても365日とする。）で均等に除した1日当たりの委託料に、性能の未達が発生した日から性能の未達が是正された日までの日数を乗じた額（100円未満の端数があるときは100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 4 前項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(緊急事態に対する措置)

第21条 停電、薬品漏洩、場内配管破損その他緊急事態が発生したとき、又はそのおそれが生じたときは、受託者は速やかな対応を図るとともに、その旨をただちに委託者に報告する。

- 2 委託者は、必要に応じてその対応を受託者と協議し、必要な措置を指示するものとする。
- 3 前2項の場合において、必要と認めるときは、委託者は受託者に対し水道水の供給の一部又は全部を停止することを指示することがある。
- 4 受託者は、災害時や緊急時の対応方法を定めた手順書を作成し、委託者の承諾を得なけ

ればならない。

(水質異常に対する措置)

第22条 净水場、送水施設及び配水施設の水質（以下「净水水質」という。）が仕様書等に定める性能を満たさないときは、受託者は、当該水準を満たすよう速やかな対応を図るとともに、委託者にその状況を報告する。

2 净水水質が、水道法に定める水質基準を満たさない、又は、そのおそれがあるときは（以下「水質異常」という。）、受託者は、ただちにその旨を委託者に報告し、委託者及び受託者はその対応を協議する。

(協働の措置)

第23条 前2条の規定による第三者への影響を最小限にとどめるため、委託者及び受託者は協働して必要な措置を講ずるものとし、受託者は、最大限の誠意と努力をもって、委託者に協力する。

2 前項における受託者の協力が本業務の範囲外である場合に、追加費用が生じたときは、委託者がこれを負担する。

(臨機の措置)

第24条 受託者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではなく、受託者は、自らとった措置の内容を委託者にただちに報告する。

3 委託者は、受託者が前2項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(業務記録の作成)

第25条 受託者は、この契約の履行に関する記録等を作成、整理し、常時、本件施設に備えなければならない。

(業務の報告)

第26条 受託者は、本業務の実施状況を正確に反映した月間作業実績書を作成し、各月の委託者が指定する期日までに前月の月間作業実績書を委託者に提出する。

2 受託者は、履行期間が終了したならば業務完了報告書を作成し、履行期間終了後10日以内に委託者に提出する。

(実施状況の確認)

第27条 委託者は、履行期間中、自己の費用により、受託者が実施する本業務の質及び内容を確保するため、次項の定めるところにより本業務の実施状況を確認する。

2 委託者は、前条に規定する業務報告書に基づき、受託者の立会いのうえ、書類検査及び現地検査により、本業務の実施状況を確認する。

3 前項の規定によるほか、委託者は、必要と認めたときは、受託者に対して事前に通知することなく、現地調査により、本業務の実施状況を検査することができる。

4 前項の場合において、受託者は、本業務の実施状況を説明し、又は書類を提出する等委託者に協力する。

(改善通告)

第28条 前条による確認の結果、仕様書等に定める水準の未達が判明した場合には、委託者は、受託者に対して、当該未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置をとることを通告する。

2 受託者は、前項の規定による通告を受けたときには、当該通告を受領した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を委託者に提出するとともに、その実施状況を報告する。

3 委託者は、前項の規定による改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受託者に対して、理由を明らかにしたうえで、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

第29条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに是正がなされなかつたときは、委託者は受託者に対して、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう通告する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。

(総括責任者等の交代要求)

第30条 再度の改善計画書に定める期日までに、仕様書等に定める水準の未達が是正されないときには、委託者は受託者に対し、総括責任者等の交代を要求することができる。

(総括責任者等及び監督員に対する措置請求)

第31条 委託者は、総括責任者又は受託者の使用人若しくは第11条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(業務の検査等)

第32条 委託者は、第25条の規定による業務報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に受託者の立会いの下、仕様書等に定めるところにより、本業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知する。

2 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となり委託者から改善を命じられたときは、遅滞なく当該改善を行い、委託者の再検査を受けなければならない。

3 第1項の規定は、前項の改善の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第33条 受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、書面により委託料と、委託料にかかる消費税及び地方消費税の支払を請求するものとする。

2 前項の委託料は、頭書の契約金額から消費税及び地方消費税を差し引き、履行期間の月数で均等に除した額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、最終月分に加えて支払うものとする。

3 委託者は、第1項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に第2項の請求金額を受託者に対して支払わなければなら

ない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変事やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 4 委託者が、その責めに帰すべき事由により前条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなし、ただちに委託者は受託者に対し、委託料を支払わなければならない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、第3項に規定する支払が遅れたときは、受託者は、未受領金額につき、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項、同法第14条の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（履行遅滞）

第34条 受託者は、その責めに帰すべき事由により、各事業年度の末日までに、当該事業年度の業務を完了できないときは、その期間の経過した日の翌日から業務を完了するまでの日数に、頭書の契約金額から消費税及び地方消費税を差し引き、履行期間の日数（年当たりの日数は、閏年の日を含む期間についても365日とする。）で均等に除した1日当たりの委託料を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、履行期間の最終年度の業務については、「各事業年度の末日」を「履行期間の末日」と読み替えて適用するものとする。
- 3 前項の場合においては、前条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

（物価の変動等に基づく委託料の変更）

第35条 予期することのできない特別な事情により契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。

- 2 予期することのできない特別な事情により契約期間内に急激な業務量の増減を生じ、委託料の額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。
- 3 第19条により受託者が調達する薬品の調達量及び電気料について、当初の予定量又は予定額に対して5%を超える増減を生じたときは、委託者又は受託者は、事業年度ごとに委託料の額の変更を請求することができる。ただし、増加が受託者の責めによる場合は、この限りではない。

（履行期間終了に伴う業務引継等）

第36条 この契約が完了したとき、又は解除されたときは、受託者は委託者の指定する者に、本業務について、綿密かつ円滑に引継ぐものとし、業務の停滞及び支障がないようにしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 指導の必要がない事由を受託者が書面で提出し、これを委託者が認めたとき。
 - (2) 委託者が指導の必要ないと認めたとき。
- 2 本業務の引継にあたり、運転指導の内容、期間等は、委託者と受託者との協議により定

める。また、委託者は、必要に応じて受託者及び委託者の指定する者との調整を行うものとする。

- 3 運転指導等に係る費用は、契約の完了に伴うときは委託者の指定する者が負担し、第39条及び第40条の規定によるときは受託者が負担する。
- 4 受託者は管理技術の伝承に努め、本業務の実施を通じて、本件施設固有の運転及び維持管理上の留意点を把握できるよう、次の各号に掲げる内容を記載した業務引継書を隨時作成、変更し備えなければならない。また、委託者及び委託者の指定する者に業務引継書の内容を開示し、要請に応じて説明を行わなければならない。
 - (1) 通常運転時の機能の発揮状況
 - (2) 各機械の振動、異音等の状態
 - (3) 計装設備の調整状況
 - (4) 施設の運転方法
 - (5) 災害時・緊急時の対応内容
 - (6) その他留意事項

(契約終了時の施設の確認)

- 第37条 契約が終了するときは、委託者及び受託者の双方が立会いのうえ、本件施設について、第12条第1項の規定により確認した内容と相違がないことを確認する。
- 2 前項の確認の結果、本件施設の内容との相違があるときは、受託者は、自己の責任と費用により必要な補修を行わなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合、不可抗力による場合及び委託者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。

(保証期間)

- 第38条 委託者は、契約の終了した日から3ヶ月経過までの間に、受託者の責めに起因して本件施設の内容に損害が生じた場合、受託者に対して補修を請求することができる。

(委託者の解除権)

- 第39条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通告することなく、この契約を解除することができる。
- (1) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと明らかに認められるとき。
 - (2) この契約の締結又は履行にあたって不正の行為があったとき。
 - (3) この契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
 - (4) 信用に対する不安が生じたと明らかに認められるとき。
 - (5) 受託者の責めに帰すべき事由により、本業務に着手すべき時期を過ぎても本業務に着手できないとき、又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (6) 受託者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に本業務を実施しないとき、又は本業務の完了の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (7) 受託者の責めに帰すべき事由により、水道水の一部又は全部を1日以上供給しなかったとき。
 - (8) 前号の規定によるほか、受託者が連續して10日以上又は1年間において30日以上、自ら本業務を放棄したとき。
 - (9) 正当な事由なく、委託者若しくは監督員の指揮監督に従わないとき又はその職務の執行及び指示等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - (10) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等

- に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (11) 受託者の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたとき又は信頼関係を破壊する行為及びその他の背信行為があったと明らかに認められるとき。
- (12) 第42条によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (13) その他受託者の責めに帰すべき事由により、委託者がこの契約の存続を不適当であると認めるとき。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、本業務の既成部分を検査し、当該検査に合格した既成部分に相応する委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、受託者に対して残存履行期間に対応する委託料の100分の10に相当する金額を違約金として請求することができる。
- 4 受託者は、第1項の規定により契約が解除された場合において、前項に規定する違約金を上回る損害が委託者にあるときは、その差額を委託者に賠償しなければならない。
- 5 受託者は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、委託者に対してその損失の補償を請求することができない。

（談合その他不正行為による解除等）

- 第40条 委託者は、前条によるほか、受託者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく、この契約を解除することができる。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の法律に基づき、受託者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (2) 受託者について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 受託者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したと認められたとき。
- 2 前条第2項、前条第3項、前条第4項、前条第5項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 受託者は、委託者が必要あると認めて請求したときは、受託者がこの契約に関して第1項の各号のいずれかに該当する旨の報告書又は各号のいずれにも該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(予算削減に係る契約の解除等)

- 第41条 委託者は、翌年度以降の委託者の歳入歳出予算において、受託者に支払うべき委託料について減額又は削除があったときは、受託者に対して書面により通知したうえで、契約を変更又は解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定によるこの契約の変更又は解除により、損害を受けたときは、委託者に対してその損害の賠償を求めることがない。

(受託者の解除権)

- 第42条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者に対して書面により通知したうえで、この契約を解除することができる。
- (1) 委託者が、正当な事由なく、この契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、約定期間が終了してから60日を過ぎても委託料を支払わないとき。
- (2) 受託者が業務遂行上、安全管理上の危険があると委託者に指摘したにもかかわらず、委託者がこれを改善せず、業務の遂行が困難となったとき。
- (3) 委託者が、この契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受託者が委託者に対し通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
- (4) 委託者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。
- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受託者に損害を及ぼしたときは、受託者と協議して、その損害を賠償しなければならない。
- 3 第39条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(リスクとその責任分担)

- 第43条 委託者及び受託者によるこの契約の履行に伴い、発生が予測されるリスクとその責任分担については、仕様書等に定めるものとする。

(保険)

- 第44条 受託者は、契約期間中、自己の費用により、第三者を対象とした水道賠償責任保険、その他必要な保険を付保するものとする。
- 2 受託者が加入する保険は、全て業務開始日以前に契約し、その保険証書の写しを委託者に提出する。
- 3 委託者が所有及び管理する施設及び設備に関する火災保険等は、委託者が付保する。

(故意又は過失による損害賠償)

- 第45条 委託者及び受託者は、本業務の実施に際して又はその他本業務を行うにつき委託者及び受託者がそれぞれの責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えたときは、法律上責任を負うべきもので、かつ、その帰責事由と発生した損害に相当因果関係のある範囲で、その賠償額（前条の規定により付保された保険により填補された部分を除く。）を負担するものとする。
- 2 委託者又は受託者が、相手方又は第三者に損害を与えた場合、ただちに相手方に報告しなければならない。
- 3 前2項に規定する場合その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者受託者協力してその処理、解決にあたるものとする。
- 4 委託者又は受託者が、第三者と和解等する場合は、相手方の承諾を得なければならない。

(不可抗力による損害)

- 第46条 暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動、その他自然

的又は人為的な事象（仕様書等で定めたものにあっては、当該規定を超えるものに限る。）であって、委託者受託者双方の責めに帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、受託者はその内容の詳細を記載した書面をもって、ただちに委託者に通知する。

- 2 委託者及び受託者は、前項の規定により、この契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力する。
- 3 委託者は、第1項の規定による通知を受けたときは、ただちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意を怠ったことに基づくもの及び第44条の規定により付保された保険により填補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知する。
- 4 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 5 委託者は前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、委託者及び受託者が協議のうえ、これを支払うものとする。

（不可抗力による契約の解除）

- 第47条 この契約の締結後における不可抗力により、委託者が事業の継続が困難と判断した場合、又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、委託者は受託者と協議のうえ、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、この契約を解除する場合は、委託者は受託者に対して、履行期間の終了日までの委託料のうち、未払の委託料について委託者及び受託者の協議に基づき一定の減額を行ったうえで支払うものとする。この場合における委託料の支払い手続きは、委託者及び受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。

（秘密保持と情報開示）

- 第48条 委託者及び受託者は、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。
- (1) 相手方から開示を受けたとき、既に公知となっている情報
 - (2) 相手方から開示を受けた後、受領者の責めによることなく公知となった情報
 - (3) 第三者から適法に入手した情報
 - (4) 相手方から開示を受けたとき、既に適法に保有していた情報
 - (5) 法令、行政当局又は裁判所により開示することが義務付けられた情報
- 2 前項の定めは、契約の完了又は解除後も存続する。
 - 3 委託者又は受託者は、この契約の履行に伴い知り得た情報、委託者及び受託者の活動についての重要な事項、事態、条件等に関し、報道機関等の第三者へ情報を開示する場合は、事前に他方の了解を必要とする。ただし、委託者又は受託者が、本契約書の情報を公開しようとする場合は、相手方の事前の承諾を必要としないものとする。

（個人情報の保護）

- 第49条 この契約を履行するにあたり、個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、矢板市個人情報保護条例（平成17年条例第29号）等の関係法令に基づくものとする。

（暴力団等からの不当要求等に対する措置）

- 第50条 受託者は、この契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当要求等を受けたときは、矢板市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第11条第2項に規定する通報をしなければならない。

- 2 受託者は、その下請負人等が暴力団又は暴力団員から不当要求等を受けたときは、当該相手方に前項と同様の措置を求めるものとする。
- 3 委託者は、受託者又はその下請負人等が不当要求等を受けたことにより、この契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるとときは、受託者又はその下請負人等が前2項の規定による適切な措置を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延長その他の措置を講ずるものとする。

(契約及び業務の内容の変更等)

- 第51条 委託者及び受託者は、必要があると認めるときは、契約及び業務の内容の変更を申し出ることができる。
- 2 委託者及び受託者の両者が書面により合意した場合にのみ、契約及び業務の内容の変更を行えるものとする。
 - 3 委託者及び受託者は、前2項の変更において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、委託者及び受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。

(変更の届出)

- 第52条 受託者は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、ただちに書面によって、委託者に届け出なければならぬ。
- 2 前項の届出を怠ったため、委託者からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが受託者に到達したものとみなす。

(遅延利息)

- 第53条 受託者は、受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金等を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者に対し、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項、同法第14条の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算して得た額の利息を付した額を支払う。

(権利義務の譲渡等)

- 第54条 受託者は、委託者の事前の承諾がある場合を除き、この契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。
- 2 受託者は、本件施設について、第三者に対して譲渡し、若しくは貸与し、又は担保の目的としてはならない。

(著作物の使用等)

- 第55条 本業務の実施にあたって委託者の承諾を受けて、受託者が作成し使用する著作物の著作権は、委託者に帰属するものとする。

(契約の費用)

- 第56条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(公租公課)

- 第57条 契約に関して生じる公租公課は、すべて受託者の負担とし、委託者は、委託料にかかる消費税及び地方消費税を負担するほかは、契約に関するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。なお、消費税及び地方消費税

額は消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めるところにより算出し、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（契約保証金）

第58条 委託者は、矢板市水道事業会計規程（昭和43年水道規程第1号）第106条に基づき受託者が納付しなければならない契約保証金を、同規程第107条第2号の規定により免除する。

（管轄裁判所）

第59条 この契約に関する紛争は、頭書の業務場所を管轄する地方裁判所とするものとし、委託者及び受託者は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

（紛争の解決）

第60条 この契約の各条項において委託者及び受託者が協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服のある場合、その他契約に関する委託者と受託者の間に紛争が生じた場合には、委託者及び受託者は、協議のうえ調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者及び受託者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者及び受託者で折半し、その他のものは委託者と受託者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、総括責任者の業務の実績に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務に関する紛争については、第31条第2項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続き前又は手続き中であっても同項の委託者と受託者の間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うことができる。

（契約に定めのない事項及び解釈の疑義）

第61条 この契約書若しくは仕様書等に定めのない事項について、又はこの契約書若しくは仕様書等の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、委託者及び受託者が誠実に協議のうえ、これを定め、又は解決するものとする。

水道施設維持管理業務委託仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、委託者 矢板市水道事業（以下「委託者」という。）が管理する取水施設、浄水施設、送水及び配水施設等（管路施設、給水装置は除く。以下「本件施設」という。）の運転及び維持管理を適切に行い、その機能を十分に発揮し、委託者の給水契約に基づく需要者に対して安全で安心な水道水を安定して供給するため、水道施設維持管理業務委託（以下「本業務」という。）に係る仕様を定めることを目的とする

(業務の履行)

第2条 受託者
(以下「受託者」という。)
は、本件施設の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書及び設計書、その他関係書類（現場説明を含む。）及び関係法令を遵守し、水道水の供給という社会的使命を持つことを認識し、誠実かつ安全に本業務を実施しなければならない。

(対象施設)

第3条 委託者が受託者に委託する本件施設の概要は、次の各号に掲げるとおりとする。
ただし、これらの施設に変更が生じたときは、委託者は受託者に対して、その内容を通知するものとする。

- (1) 土屋配水区（日量2,002m³）
浄水処理：中央配水区から受水
主要施設：浄水池（47m³）・2号井（休止）管理棟、配水池（1,088m³）・流量計室
- (2) 片岡配水区（日量3,255m³）
浄水処理：2・3・5号井からの地下水を塩素消毒
主要施設：上記の取水井、1号井（休止）、浄水池（300m³）・配水池（2,030m³）
 - ・管理棟・流量計室
- (3) 泉配水区（日量2,637m³）
浄水処理：2・3号井からの地下水を塩素消毒
主要施設：上記の取水井、着水井（30m³）・低区配水池（500m³）・ポンプ室・
 - 流量計室、高区配水池（509m³）・流量計室
- (4) 西部配水区（日量2,066m³）
浄水処理：3・5号井からの地下水を塩素消毒
主要施設：上記の取水井、1・2号井（休止）、着水井（15m³）・配水池（375m³）
 - ・管理棟
- (5) 第一農場配水区（日量121m³）
浄水処理：なし
主要施設：1号井、浄水池（71m³）、配水池（6m³）
 - 全施設休止
- (6) 第二農場配水区（日量1,440m³）
浄水処理：1号井からの地下水を塩素消毒
主要施設：上記の取水井、予備井、低区配水池（60m³）・滅菌室、2号井・低区配水池（整備中）、高区配水池（350m³）、第1・2調圧水槽
- (7) 中央配水区（日量7,372m³）
浄水処理：1・2・3・5・6号井からの地下水を塩素消毒
主要施設：上記の取水井、着水井（36m³）・浄水池（185m³）・管理庁舎、配水池（1,892m³）・計装室、長峰増圧ポンプ場、長峰加圧ポンプ場、ロビンシティポンプ場（休止）

(8) 寺山配水区（日量8,035m³）

浄水処理：栃木県営寺山ダムからの表流水を急速濾過・塩素消毒・活性炭注入

主要施設：寺山ダム流量計室、寺山排泥仕切弁室、

寺山浄水場本館・配水池（4,300m³）・ラグーン・粉末活性炭室・

天日乾燥床、

寺山観音中継受水槽（6.4m³）・ポンプ室・計装室、同配水池（12.8m³）、

コリーナ矢板受水槽（105m³）・ポンプ室、同高架水槽（130m³）・

同配水池（800m³・休止）・管理棟、

長井・本町・川崎反町・片岡路上局

(業務管理)

第4条 受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、本業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、本業務の実施にあたっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。
- 3 受託者は、本件施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、運転に精通するとともに、本業務の実施にあたっては常に改善意識をもってこれにあたり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- 4 受託者は、暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動、その他自然的又は人為的な事象及び本件施設等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、緊急連絡体制を整えるとともに、従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行えるよう準備すること。
- 5 受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、本業務を適正かつ円滑に実施すること。

(総括責任者の職務)

第5条 総括責任者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本業務の最高責任者として、従事者の指揮、監督、技術技能の向上、労働安全衛生の確保、勤怠管理を行うとともに、事故防止に努めること。
- (2) 本仕様書のほか、契約書及び設計書、その他関係書類（現場説明を含む。）により本業務の目的、内容を十分理解し、本件施設の機能を把握し、監督員と密接な連絡をとり、本業務の適正かつ円滑な実施を図ること。
- (3) 設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

(従事者の選任)

第6条 受託者は、従事者の職種、職階、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む。）を記載した従事者選任通知書を提出すること。また、異動若しくは変更のある場合も同様とする。

- 2 受託者の従事者について本業務の実施上著しく不適格と認められる場合は、委託者及び受託者にて協議する。

(法定資格者の配置)

第7条 受託者は、本業務の実施にあたり、直接的かつ恒常的な雇用関係にある従事者の中に次の各号に掲げる有資格者を配置又は選任しなければならない。なお、有資格者は重複しても差し支えないものとする。

- (1) 浄水施設管理技士2級

- (2) 酸素欠乏危険作業主任者（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習）
 - (3) 第二種電気工事士
 - (4) 危険物取扱主任者（乙種第4類危険物取扱者）
 - (5) 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
 - (6) 玉掛け技能講習修了者
 - (7) その他労働安全衛生法にかかる必要な資格の有資格者
- 2 就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱い等にあたっては、関係法令を遵守し、有資格者以外の者が行ってはならない。

（業務履行計画書及び業務完了報告書等）

第8条 受託者はあらかじめその内容を委託者と協議し、次の各号に掲げる事項について記載した業務履行計画書を提出しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること
水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための本業務における管理の基本方針及びその概要について本業務に対する考え方を把握できるように記載する。
 - (2) 業務組織に関すること
運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、業務組織、業務分担・緊急時体制・その他の組織・体制が明確に把握できるよう記載する。
 - (3) 業務工程に関すること
安全で安定的に净水を供給するための運転計画や設備点検、水質管理等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載する。
 - (4) 業務方法に関すること
净水施設等を安定的に管理運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点（ポイント）、日常及び巡回点検の内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃の要領等、その他必要な事項について具体的に記載する。
 - (5) 安全衛生管理に関すること及び保全・保安管理に関すること
事故、災害等を未然に防止し、安全に本業務を遂行するための安全衛生管理にかかる基準、安全衛生管理に関する組織体制等及び保全・保安管理・安全パトロール等について具体的に記載する。
 - (6) 各種報告書様式
本仕様書、契約書、その他関係書類で報告義務を課せられている報告書及び委託者が要求する報告書のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成する。
 - (7) その他必要事項
- 2 受託者は、業務履行計画書を変更する必要が生じた場合は、その都度、委託者と協議しなければならない。
- 3 受託者は、業務履行計画書に基づき本業務を実施し、この契約が終了したときは、業務完了報告書を委託者へ速やかに提出しなければならない。

（月間作業計画書及び月間作業実績書等）

第9条 受託者は業務履行計画書に基づき、あらかじめその内容を委託者と協議し、業務についてより具体的に記載した月間作業計画書を提出しなければならない。

- 2 受託者は、月間作業計画書を変更する必要が生じた場合は、その都度、委託者と協議しなければならない。
- 3 受託者は、月間作業計画書に基づき本業務を実施し、その月間業務が終了したときは、当該計画書で計画した諸事項について、その実績が明らかになるよう記載した月間作業実績書を、委託者へ速やかに提出しなければならない。
- 4 第1項に規定する月間作業計画書又は第3項に規定する月間作業実績書について詳細な諸事項が必要な場合は、当該の計画書又は実績書に添付して提出するものとする。

(業務記録等の整備)

第10条 受託者は、業務記録等の本業務の実施又は確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

2 業務記録は、次の各号に掲げるほか、受託者が必要と思われるものとする。

- (1) 運転操作業務報告書（運転日誌）
- (2) 中央操作室監視業務記録
- (3) 水質検査日報
- (4) 寺山ロギングデータ
- (5) 各水源ロギングデータ
- (6) 巡視点検記録
- (7) 発電機運転記録
- (8) 水質計器校正結果
- (9) 水質試験用測定機器校正結果
- (10) C／C 盤点検表
- (11) 自家発用蓄電池点検表
- (12) C V C F 用蓄電池点検表
- (13) ジャーテスト試験結果
- (14) 点検報告書、考察
- (15) 定期点検（寺山浄水）
- (16) 定期点検、故障警報点検表（各水源）
- (17) 各施設点検日誌（各水源）
- (18) 機器故障及び修理報告書
- (19) 機器運転月報
- (20) 各水道施設異常警報発報内容表
- (21) 寺山浄水場管理年報
- (22) 各施設月報
- (23) 薬品入荷量報告書
- (24) 管末残留塩素測定結果報告書

(施設の機能確認)

第11条 本業務の開始前における委託者及び受託者による施設の機能確認は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委託者は、施設の機能確認に先立ち、本件施設の機能を網羅した施設の機能調査報告書（以下「施設機能確認書」という。）を準備するものとする。
- (2) 委託者が前号の施設機能確認書を準備できない場合は、委託者は受託者との協議のうえで、受託者にその準備を行わせることができる。この場合の費用は、委託者及び受託者が協議のうえ、これを決定する。
- (3) 前号において、受託者が施設機能確認書を準備するときは、設備管理台帳に基づいて施設機能調査を実施し、施設機能確認書を作成し、委託者へ提出するものとする。
- (4) 委託者及び受託者は、施設機能確認書に基づき、当該施設の機能について確認を行う。ただし、施設機能確認書により機能が確認できないときは、当該確認を当該設備機器設置場所にて行うものとする。
- (5) 前項の規定にかかわらず、施設更新等により施工メーカーによる瑕疵担保の対象期間に該当する設備機器等があるときは、当該設備機器等の機能確認の取扱いについて、委託者及び受託者が協議のうえ、これを定める。

2 機能確認の結果、その機能に不備があるときは、委託者の費用でその機能を回復する

ものとする。

- 3 受託者は、施設機能の確認の結果を施設機能確認書に反映し、委託者へ提出するもとし、委託者及び受託者は、これを各自1書保管する。
- 4 契約終了に伴う施設の機能確認は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 委託者及び受託者は、第1項の施設機能確認書に基づき、契約終了に伴う施設機能確認を実施する。
 - (2) 前号の契約終了に伴う施設機能確認の時期については、委託者及び受託者が協議のうえ、これを定める。
- 5 機能確認の結果、その機能に不備がある場合、当該不備が受託者の管理に起因するときは、受託者の費用によりその機能を回復するものとする。
- 6 施設の機能確認が困難又は判断できないときの措置は、委託者及び受託者が協議のうえ、これを定める。

(安全管理)

- 第12条 受託者は、作業の実施にあたり労働安全衛生法その他関係法令等の定めるところにより、守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。
- 2 受託者は本業務の実施にあたり、電気、薬品類、毒性ガス、酸素欠乏、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適正な作業方法の選択及び適切な従業員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。
 - 3 受託者は、本件施設及びその付近で行われる他の委託、修繕又は工事がある場合には常に協力して安全管理に支障ないように措置を講じなければならない。
 - 4 受託者は、本業務の実施にあたり安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに委託者に報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

(衛生管理)

- 第13条 受託者は、常に衛生管理に注意を払い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による患者及び病原体保有者、若しくはその疑いのある従事者は作業を禁止、又は作業の範囲を制限する等、衛生管理を徹底しなければならない。
- 2 受託者は、水道法第21条に定める定期及び臨時の健康診断を行うとともに、これに関する記録を作成し、委託者に文書により報告しなければならない。
 - 3 受託者は、水道法第22条に基づいて本件施設の衛生に十分に配慮し、必要な措置を行わなければならない。また、本件施設に設置されている水槽、タンク等は、その機能に支障がないよう定期的に点検し、必要に応じて清掃を実施すること。
 - 4 従事者以外の者が本件施設に立ち入る場合は、消毒その他衛生上必要な措置を講じること。

(教育及び訓練等)

- 第14条 受託者は、運転及び維持管理に従事する者に対して、本件施設の適正な管理と安定した運転を維持し、また、事故その他災害が発生したときには適切な措置を講ずるため、必要な教育、訓練、実地指導等を行わなければならない。

(貸与品)

- 第15条 受託者が本業務の実施上必要とする完成図書、特殊工具類は、委託者が無償で貸与する。
- 2 貸与品については、受託者は台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握し、管理する

ものとし、委託者の許可なくそれらを外部に持ち出し、又は提供してはならない。

(整理整頓等)

第16条 受託者は、第27条によるほか、本件施設建物及びその周辺を常に清掃し、不用な物品等を整理し、必要に応じて適宜除草等を実施し、労働安全の確保、周辺住民への配慮及び水道施設の衛生の確保に努めなければならない。

(事務室等の自主管理)

第17条 受託者は、本件施設の一部を、事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。

2 事務室等は無償で供与するが、使用期間中に受託者の責任で汚損等があった場合は、受託者の負担とする。

3 事務室等の使用に伴う光熱水の使用にあたっては、節約に努めなければならない。また、電話の使用に関しても、本業務の実施に必要な場合を除き、私事に使用してはならない。

(従事者の服装・服務規律等)

第18条 受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、名札を着用させるとともに、対応については、部外者から指摘を受けないよう、礼儀正しく品行に謹み、外來者及び見学者等に対しても懇切、丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があつてはならない。

(従事者の資質向上)

第19条 受託者は、本業務の質的向上を図るため、従事者の資質及び技術の向上に努めなければならない。

(火災の防止)

第20条 受託者は、本件施設の火災を未然に防止するため、各箇所に火元責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(侵入者の防止)

第21条 受託者は、設備、備品、工具等の盗難、及び本件施設への不法侵入を防止するため、十分に注意しなければならない。

2 受託者は、柵、門扉、施錠及び解錠の管理を確実に行わなければならない。

(施設の一般管理)

第22条 受託者は、水道法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守し、本業務の実施、本件施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、本業務の実施に必要な諸事項について、委託者と打合せ、協議等を行った場合は、その都度内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

(委託者への協力)

第23条 委託者が実施する委託、修繕又は工事等について、受託者は協力しなければならない。

(業務内容の大要)

第24条 本業務の主な内容は、本仕様書の各条、契約書及び設計書、その他関係書類等によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水道法施行規則第15条第1項イの規定による水質検査
 - (2) 本件施設の機能発揮に必要な水質検査及び水質管理
 - (3) 本件施設の運転制御、監視、巡回、保守点検
 - (4) 本件施設の簡易な修繕等
 - (5) 本件施設の消防設備及び自家用電気工作物の点検
 - (6) 本件施設の整理整頓、清掃及び構内整備
 - (7) 本件施設の除塵・除砂
 - (8) 本件施設の火災防止及び侵入者防止
 - (9) 本件施設の機能発揮に必要なユーティリティ及び物品等の調達と管理
 - (10) 貸与品の管理
 - (11) 安全管理及び衛生管理
 - (12) 委託者が実施する水質検査の採水補助
 - (13) 栃木県が実施する水質検査の採水・容器運搬
 - (14) 来場者への対応及び軽易な見学者への対応
 - (15) 委託者の閉庁時における電話受付及び連絡
 - (16) 計画書、業務記録及び報告書等の作成
 - (17) 災害時・緊急時における対応（クレーン付トラックを常備：3トン車以上）
 - (18) 本業務に必要なその他の事務又は作業
- 2 寺山浄水場の保守点検等の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 日常点検は、土曜日・日曜日・休日・12月29日から1月3日まで（以下、「休日等」という。）を除いた毎日を基本とし、休日等が連続して3日以上の場合には、点検を実施しない日が連続して2日以内になるように点検を実施する。
 - (2) 定期点検は、年4回以上実施する。
- 3 寺山浄水場を除いた施設について、保守点検等の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 日常点検は、休日等を除いた週3回以上を基本とし、休日等が連続して3日以上の場合には、点検を実施しない日が連続して2日以内になるように点検を実施する。
 - (2) 定期点検は、年2回以上実施する。
 - (3) 次亜塩素酸ナトリウムの注入状況、取水量及び配水量の点検は、10日に1回以上実施する。
 - (4) 次亜塩素酸ナトリウム及び消耗品の補充等については、必要に応じて実施する。

(簡易な修繕等)

- 第25条 受託者は、保守点検により発見した不良箇所、若しくは故障の発生により破損した箇所のうち、勤務時間内に作業が可能な、特殊技能や特殊工具を使用しない修理及び造作、又は足場を使用しない場所において、錆、腐食等による剥離、錆防止のために行なう部分的な塗装については速やかに実施し、作業が完了したならば写真等を添付し、委託者に報告すること。ただし、緊急を要する場合においては、簡易であるかないかにかかわらず、必要な応急措置を行うとともに、委託者へ速やかに報告する。
- 2 前項に規定する簡易な修理及び造作、塗装に必要な消耗品並びに工具、機器、作業用具、安全保護具については、受託者の負担とする。
- 3 第1項に規定する簡易な修繕では機能回復が困難なものうち、1件当たり500,000円（税込）以下の修繕については、小規模修繕として受託者の負担で実施する。
- 4 受託者は、小規模修繕を実施する際は、事前に内容及び費用を委託者に通知し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は当該修繕実施後に通知するものとする。
- 5 1件当たり500,000円（税込）を超える修繕及び小規模修繕の年間合計額が3,000,000円（税抜）を超える場合については、委託者の負担で実施する。

6 小規模修繕の年間合計額が 3,000,000 円（税抜）に満たず、当該年度末に残額がある場合は翌年度に繰越し、最終年度に清算する。

（法令等の点検）

第26条 受託者は、次の各号に掲げる法令等の点検を実施するものとする。実施にあたっては、当該各号に係る法令を遵守し、必要な有資格者を配置のうえ実施すること。

- (1) 別紙 1 に示す消防設備点検
- (2) 別紙 1 に示す自家用電気工作物点検（みなし設置者として実施）

2 契約書第18条の詳細は次のとおりとする。

- (1) 電気主任技術者の職務は、自家用電気工作物の電気保安に関する業務を遂行するにあたり、維持及び管理の主体であって、電気事業法第39条第1項の規定に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持する義務を負うものとする。
- (2) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、受託者が電気主任技術者として選任した者の指示及び意見を尊重するものとする。
- (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、受託者が電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うものとする。
- (4) 受託者が電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うものとする。

（施設清掃及び構内整備）

第27条 受託者は、次の各号に掲げる本件施設の施設清掃及び構内整備を実施するものとする。なお、構内整備を第三者への委託により実施する場合は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に規定するシルバー人材センター若しくはシルバー人材センター連合への発注に努めること。

- (1) 別紙 2 に示す施設清掃
- (2) 別紙 3 に示す構内整備

（施設の運転日及び運転時間）

第28条 本件施設の運転時間は、平常時において毎日24時間連続とする。ただし、不可抗力による損害等、現状予測し得ない事象が起り、緊急回避として設備停止に至った場合などについては、別途協議する。

（就業形態）

第29条 受託者は、本業務の実施にあたり原則として業務形態は、運転監視は24時間、緊急事態への対応は必要な都度、保守点検その他の業務は計画によるか又は必要な都度行うものとする。

2 本件施設の設備が自動化若しくは省力化等により、前項に規定する業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者及び受託者が協議のうえ、業務形態を変更できるものとする。

（勤務体制）

第30条 受託者は、業務履行計画書に、前条による勤務体制を定め、本業務を実施するうえで適正かつ必要な人員を配置するものとする。ただし、人員が縮小となる時間帯がある場合は、緊急連絡及び非常招集の即応体制を確立しなければならない。

（業務書類等）

第31条 受託者は、この契約の締結後速やかに、次の各号に掲げる書類を速やかに、委託

者へ提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 総括責任者選任通知書及び従事者選任通知書
- (3) 業務履行計画書
- (4) その他必要なもの又は委託者が要求するもの

2 総括責任者は、本業務の実施にあたり、次の各号に掲げる書類を定められた期間内に、委託者へ提出しなければならない。

- (1) 月間作業計画書
- (2) 月間作業実績書又は業務完了報告書
- (3) 業務完了検査依頼書
- (4) その他必要なもの又は委託者が要求するもの

3 業務書類は、原則として日本工業規格A 4又はA 3により作成すること。

(業務検査)

第32条 受託者は、月間の作業又はこの契約が終了したときは遅滞なく業務完了検査依頼書、月間作業実績書又は業務完了報告書を委託者に提出し、委託者及び受託者が協議して検査日及び場所を定め、委託者は受託者の立会いのもと、その内容について照合及び確認を行う。ただし、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。また、検査の結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分を改良し、再検査を受けるものとする。

(経費の負担)

第33条 受託者は本業務の実施に必要な経費のうち、次の各号に掲げるものを負担する。

- (1) 本件施設の運転に必要な水道用薬品（ポリ塩化アルミニウム（P A C）、次亜塩素酸ナトリウム、粉末活性炭、炭酸ガス、苛性ソーダ等）
- (2) 本件施設の運転に必要な電力
※調達予定額は年額 38,000,000 円（税抜）とする。
- (3) 本件施設のV P N回線、専用回線及び一般電話回線
※調達予定額は年額 1,800,000 円（税抜）とする。
- (4) 監視装置消耗品並びに機械、電気及び計装設備の部品並びに消耗品（試験用試薬を含む。）
- (5) 燃料（A重油・軽油・L P G等）及び潤滑油脂類
- (6) 貸与品等に関する必要とする消耗品類
※同項第4号及び第5号を含め、特殊消耗品の額は、年額 1,300,000 円（税抜）とする。

- (7) 委託者が貸与又は支給する以外の一般汎用什器、備品及び消耗品類
- (8) 委託者が貸与又は支給する以外の工具、機器、作業用具、安全保護具等
- (9) その他本業務の実施にあたり直接的に必要な事務費、運転及び維持管理費等

2 委託者は本業務の実施に必要な経費のうち、次の各号に掲げるものを負担する。

- (1) 委託者が使用する電話料
- (2) 特殊な工具及び補修用材料
- (3) その他委託者が必要と認めたもの

3 受託者は、第1項第1号に規定する水道用薬品を購入若しくは使用した時は、使用量及び残量を受払簿等に記録し、委託者が提示を求めたときは速やかに提出できるよう管理しなければならない。

4 受託者は、第2項第2号及び同第3号に基づき委託者の支給する材料を使用した時は、使用状況等を受払簿等に記録し、年2回在庫調査をし、委託者に報告しなければならない。

(車両の運行)

第34条 受託者は、本業務の実施のために必要な車両（クレーン付トラックを含む）を確保するとともに、その経費を負担する。

2 受託者の車両事故については、受託者が一切の責任を持つものとする。

(守秘義務)

第35条 受託者は、本業務で知り得た本件施設及び委託者の関連情報を本業務以外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

2 受託者は、委託者の承諾を得て管理している書類及び図書を委託者の許可なく外部に持ち出し、又は他人に閲覧、複写、譲渡等をしてはならない。

(本業務実施におけるリスクマネージメント)

第36条 水道事業者としての責任は委託者にあるものとし、本業務の実施における本件施設の運転及び維持管理上の責任は原則として受託者が負うものとする。ただし、相手方の責めに帰すべき事由がある場合又は不可抗力による場合は、この限りでない。

2 前項の詳細については別紙4「リスク分担表」に基づき、その程度や具体的な内容については、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

3 リスクの分散を図るため、委託者及び受託者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。

4 受託者は加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(地域経済への配慮)

第37条 受託者は、地域経済の活性化に寄与するため、市内在住者の雇用及び市内業者の活用等に、可能な限り配慮するものとする。

(雑則)

第38条 受託者は、本仕様書、契約書及び設計書、その他関係書類に記載されていない事項であっても、本業務の実施上当然に必要なものは、受託者の責任において、良識ある判断に基づいてこれを満足しなければならない。

2 運転等にかかる資料を、委託者が要求した場合は、受託者は速やかに応じなければならない。

3 受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を場外に持ち出し、又は、本業務に必要としないものを持ち込んではならない。

(水質の保証範囲)

第39条 受託者が行う本件施設の運転において、日常監視項目の基準水質及び目標水質は次に掲げる表のとおりとする。

項目	基準水質	目標水質	採水箇所
pH 値	5.8 以上 8.6 以下	6.5 以上 8.0 以下	浄水施設出口
味	異常でないこと	異常でないこと	浄水施設出口
臭気	異常でないこと	異常でないこと	浄水施設出口
色度	5 度以下	1 度以下	浄水施設出口
濁度	2 度以下	0.10 度以下	浄水施設出口
遊離残留塩素	0.1～1.0mg/l	0.3～0.6mg/l	浄水施設出口
遊離残留塩素	0.1～1.0mg/l	0.1～0.5mg/l	末端給水栓

- 2 受託者は、本件施設の機能発揮に必要な水質検査のほか、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第1項イの規定による「一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」を、1日1回行うものとし、その採水箇所は土屋、片岡、泉低区、泉高区、西部、第二農場低区、第二農場高区、中央、寺山浄水場、寺山観音、コリーナ矢板の各配水区において各1箇所以上とし、矢板市水道事業給水条例（平成10年条例第3号）第2条に定める給水区域の全体において計16箇所とする。
- 3 受託者は、供給水質が基準水質又は目標水質を満足していないことを把握した場合は、ただちに適切な措置を講ずるとともに、委託者へ速やかに報告する。
- 4 供給水質が基準水質又は目標水質を満足できなかったときは、受託者は帰責の有無にかかわらず、原則として主体的に原因究明を行うとともに、委託者の求めに応じて改善計画書を提出し、その実施状況を報告する。
- 5 受託者の責めに帰すべき事由により基準水質を満足できなかったときは、委託者は、受託者に違約金を請求することができる。

(疑義)

第40条 本仕様書に定めのない事項について、又は本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、委託者及び受託者が誠実に協議のうえ、これを定め、又は解決するものとする。

別紙1

消防設備一覧表

機器名	数量	単位
受信機P型1級9回線	1	台
副受信機	1	台
煙感知機	11	個
差動式スポット型熱感知機	35	個
定温式スポット型熱感知機	8	個
表示灯	5	個
発信機P型1級	5	個
電鈴	5	個
交流電源	2	台
予備電源	2	台
消火器	12	本
誘導灯	13	台
誘導標識	4	枚
非常放送設備	1	台

自家用電気工作物一覧表

施設名	受変電設備	非常用発電設備	備考
中央浄水池	550kVA 6,600V	—	
寺山浄水場	300kVA 6,600V	135kVA 200V	
コリーナ矢板受水場	—	100kVA 200V	

別紙2 施設清掃一覧表

区分	業務内容	基本周期
寺山浄水場	本館周辺・外階段清掃	適宜
	自家発電機室床面清掃	3ヶ月
	電気室床面清掃	3ヶ月
	室内照明器具清拭	年
	窓ガラス清拭	年
	床面ワックス塗布	年
	天日乾燥床汚泥移送	適宜 (およそ2ヶ月)
	ラグーン清掃	1ヶ月
	薬注室床面清掃	3ヶ月
	活性炭貯蔵・溶解棟床面清掃	3ヶ月
	沈殿池室・管廊床面清掃	3ヶ月
	濾過池室床面清掃	3ヶ月
	配水池室床面清掃	3ヶ月
	ラグーン階段室床面清掃	3ヶ月
	減勢弁槽清掃	年
	着水池清掃	年
	混和池清掃	年
	分配渠清掃	年
	フロック形成池清掃	年
	沈殿池清掃	年
	ラグーン流出渠清掃	年
	棟排水溝清掃	年

別紙3 構内整備一覧表

配水区	対象施設	除草管理	植栽管理	側溝清掃
土屋	浄水池	○	—	—
	第2号取水井	○	—	—
	配水池（専用道路部含む）	○	—	○
片岡	第1号取水井	○	—	—
	第2号取水井	○	—	—
	第3号取水井	○	—	—
	第5号取水井	○	—	—
	配水池（浄水池、専用道路部含む）	○	—	○
泉	第2号取水井	○	—	—
	第3号取水井	○	—	—
	低区配水池（専用道路部含む）	○	—	○
	高区配水池（流量計室含む）	○	—	—
西部	第1号取水井	○	—	—
	第2号取水井	○	—	—
	第5号取水井	○	—	—
	配水池（3号井、専用道路部含む）	○	—	—
第一農場	第1号取水井	○	—	—
	浄水池	○	—	—
	配水池	○	—	—
第二農場	低区配水池（第1号取水井含む）	○	—	—
	予備井	○	—	—
	2号井・低区配水池（整備中）	○	—	—
	高区配水池	○	—	—
	第1調圧水槽	○	—	—
	第2調圧水槽	○	—	—
中央	旧水道管理庁舎（第1・5号取水井含む）	○	○	—
	第2号取水井	○	—	—
	第3号取水井	○	—	—
	第6号取水井	○	—	—
	配水池（専用道路部含む）	○	—	○
	長峰増圧ポンプ場	○	—	—
	長峰加圧ポンプ場	○	—	—
	ロビンシティポンプ場	○	—	—
寺山	寺山浄水場全敷地	○	○	—
	寺山ダム排泥仕切弁室	○	—	—
	寺山観音中継受水槽	○	—	—
	寺山観音配水池	○	—	—
	コリーナ矢板受水槽	○	○	—
	コリーナ矢板配水池	○	○	—
	長井路上局	—	—	—
	本町路上局	○	—	—
	川崎反町路上局	—	—	—
	片岡路上局	○	—	—

受託者は前表に掲げる除草、植栽及び側溝の管理を適宜行うものとし、実施にあたっては着手の7日以上前にその旨を委託者に通知しなければならない。

別紙4 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担※註	
		委託者	受託者
入札説明	入札説明書等の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	-
応募コスト	入札の応募費用に関するもの	-	○
事業範囲変更	委託事業の業務範囲の縮小、拡充	○	-
契約締結リスク	委託者の責めによる選定業者との契約の締結不能、又は延期	○	-
	受託予定者の責めによる委託者との契約の締結不能、又は延期	-	○
法令等の変更	委託事業に直接関係する法令等の変更	○	-
	行政指導、規制、指導	○	-
第三者賠償リスク	契約期間中の受託者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの	△	○
	契約期間中の受託者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの	△	○
	住民訴訟（断水、水質悪化等に伴う訴訟）	○	△
事故・災害	受託者の責めによる事故の発生	-	○
	上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	○
	損害保険等において免責とならない事由	○	○
	損害保険等において免責とされている事由	○	△
	施設・設備の劣化等瑕疵による事故	○	△
	人身事故	○	○
契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの	○	-
	受託者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの	△	○
	委託者による指示書等の内容の不備によるもの	○	-
	業務遂行上の過失（運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の過失等）によるもの	△	○
	不可抗力（天災等）によるもの	○	-
	委託者・受託者の責めによらない水質事故によるもの	○	△
財務	委託側の債務不履行（支払遅延、不払等）	○	-
	受託側の債務不履行（倒産等）	-	○
物価変動	契約期間中のインフレ・デフレ	△	△
環境問題	環境基準違反、環境汚染等による事業の制限	○	△
事業の中止	委託者側の責めによるもの	○	-
	受託者側の責めによるもの	-	○
計画変更	事業内容の変更	○	-
費用増加	原水の条件の変動により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	-

※註 ○と○の場合：契約業務内の部分のリスクは受託者が負い、それ以外の部分は水道事業者（委託者）が負う。

○と△の場合：原則として○の主リスク負担者がリスクを負うが、過失等の帰責事由がある場合は、△の従リスク負担者もリスクを負う可能性がある。

△と△の場合：一定の基準又は協議によりリスクを両者で分担する。

○とーの場合：○の主リスク負担者が全てのリスクを負う。